

物件賃貸借契約書

- 1 契約番号 第08-1004号
及び件名 業務用車両 普通自動車（SUV タイプ）2台 賃貸借
- 2 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和13年3月31日
- 3 賃貸借料金 月額 金 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
- 4 納車場所 別紙仕様書のとおり
- 5 契約保証金 免除する
- 6 物件の形式 別紙仕様書のとおり
及び仕様

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、上記の契約を次の条項により締
結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有す
るものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市東区北12条東7丁目1番15号
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
理事長 中川 雅己
乙

(契約の目的)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物件賃貸借契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約約款に基づき、別紙仕様書に従い、これを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約によって生ずる賃貸借を譲渡し、又は賃貸借物件を転貸してはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、納入に際し甲の定める日時に立会いのうえ甲の定める検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査を納入の日から起算して 10 日以内に終えなければならない。

3 甲は、乙が第1項の検査に立ち会わないときは、検査の結果についての異議の申立を認めないものとする。

4 甲は、検査に合格したときは、乙から当該物件の引渡しを受けるものとする。

5 乙は、第1項の検査に合格しないときは、甲の指示する期間内に良品との交換又は補修をしなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

(危険担保)

第4条 前条第4項の引渡し前に生じた物件の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(賃貸借料金)

第5条 賃貸借料金は、月払とし、表記の額とする。

2 賃貸借料金の計算期間は、月の初日から月末までの1カ月とする。

ただし、始期又は終期が月の途中に係る場合の当該月分の賃貸借料金は、15日に満たない月は請求しないものとし、日割計算は行わないものとする。

(賃貸借料金の請求)

第6条 乙は、当該月分の賃貸借料金を翌月の10日までに、甲に対して、甲の指定する請求書により、請求するものとする。

(賃貸借料金の支払)

第7条 甲は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に当該請求金額を乙に支払うものとする。

2 甲がその責に帰する理由により第3条第2項の期間内に検査をしない時は、その期限を経過した日から検査が終了した日までの期間を約定期間から差し引くものとする。この場合、差し引く日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

(賃貸借物件の所有権)

第8条 賃貸借物件の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

(保守等)

第9条 物件の引渡し後に発見された瑕疵については、乙は甲に対して責を負わないものとする。この場合に、甲は、乙が売主に対し取得する権利を、乙から譲り受けるものとする。

2 甲は、使用上必要な部品等の交換、補修等を自己の負担において行うものとする。ただし、別に約定しているときは、この限りではない。

(賃貸借物件の現状変更)

第10条 甲は、賃貸借物件の設置場所の変更又は他の機械単具の取り付け等を行おうとするときは、あらかじめ乙の承認を得なければならない。

(履行延滞の場合における違約金等)

第11条 乙の責に帰する理由により、納入期限までに物件の納入ができない場合は、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、特に約定している場合を除き、納入期限の翌日から検査合格までの日数に応じ、遅延日数1日について契約金額（分割払いのときは当該分割金額）の1,000分の2に相当する額とする。ただし、遅延日数は、検査に要した日数を除くものとする。

3 甲の責に帰する理由により、第7条第1項に規定する支払いが遅れたときは、乙は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、甲が故意又は重大な過失により賃貸借物件に損失を与えたときは、その補償を甲に請求することができる。

2 甲又は乙は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損失を与えたときは、その損失を補償しなければならない。この場合における損失額は、甲乙双方協議のうえ定めるものとする。

(秘密保持)

第 13 条 乙は、賃貸借物件の点検、調査等に当たり知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が下記の一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 一般競争入札には特別な理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものを参加させることができない。
- (2) 甲又は、その他の官公庁において、次の各号の一に該当する事実があったと認める者をその事実があった後 2 年間、一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- ア. 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗暴にし、又は物品の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者
- イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その不正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正の利益を得るために連合した者
- ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約の履行をすることを妨げた者
- エ. 契約の履行を確認するために行う監督又は、検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ. 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるにいたったとき。
- (4) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又はこの規定に違反するとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、契約金額を1年間に換算した額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができる。

3 第1項の規定により契約が解除された場合、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(協議)

第15条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、乙と協議して、その損害を賠償しなければならない。

(賃貸借物件の返還)

第16条 甲は、前条第1項の規定に定める契約の解除があった場合又は、契約期間が満了した場合は、当該賃貸借物件を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が賃貸借物件を返還したときは、速やかにこれを引き取るものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証しなければならない。

(1) 乙の役員等に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員がいないこと

(2) 反社会的勢力の構成員が乙の経営に実質的に関与していないこと。

(3) 反社会的勢力が実質的に関与している法人等と資本関係又は取引関係がないこと。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、若しくは関与していないこと。

(5) 乙の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6) 乙が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしないこと。

(7) 乙が、自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしないこと。

(8) 乙が、自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしないこと。

(9) 乙が、自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害するおそれのある行為をしないこと。

(10) その他前各号に準ずる行為をしないこと。

2 乙は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として甲が行う必要な調査に協力すること。

3 乙は、この契約にかかる社員その他の使用人（乙に下請人がいる場合は当該下請人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させるものとする。

4 甲は、乙が前3項に定めるちぎり誓約に違背した場合、又は違背の事実を知った場合は、何らの催告も要せず、この契約を解除することができるものとし、解除に伴う甲の損失を含むすべての費用は乙の負担とする。

（輸出等の借置）

第18条 この契約は、日本国内のみにおける物件の賃貸借を約定するものであり、甲が賃貸借物件について、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとする。

(1) 輸出するとき。

(2) 海外に持ち出すとき。

(3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。

(4) 前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

2 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、外国為替及び外国貿易法の規制並びに米国輸出管理規制など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続きをとるものとする。

（その他）

第19条 乙は、この契約約款に定める事項のほか、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程及び関係法令を遵守するものとする。

2 この契約約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。